

(コピーをして使って下さい。)

就業規則 (変更) 届

		労働保険番号	
		38 1 02 060951-000	
		整理番号	※
事業の種類	事業の名称	事業の所在地	
介護保険事業	グループホーム どんぐり	四国中央市中之庄町393番地1	
就業規則又はその変更事項		別紙のとおり	
意見の聴取年月日		令和5年10月23日	
意見書	下記のとおり	労働者数	27人
令和5年10月25日			
使用者 医療法人社団 栗整形外科病院 理事長 武内 啓			
新居浜労働基準監督署長 殿			



意見書

別紙の職員就業規則変更に関する意見は下記のとおりである。

記

変更に同意します



令和5年10月25日

労働者代表

職名 介護職

氏名 河村 真穂

医療法人社団 栗整形外科病院

グループホームどんぐり 管理者 栗 育子 殿

※は記入不要

職員就業規則 新旧対照表

変更前規則	変更後規則														
<p>第3章 就業時間 休憩 休日 及び休暇</p> <p>第29条 (年次有給休暇)</p> <p>(1) 従業員は勤続年数に応じ、1年間の出勤日の8割以上勤務したのに対し、次の通り年次有給休暇を与える。なお、算定期間の出勤率が8割に満たない者には付与しない。</p> <table border="1" data-bbox="161 622 660 734"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>有給休暇</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>11</td> </tr> </table>	勤続年数	0	0.5	1.5	有給休暇	5	5	11	<p>第3章 就業時間 休憩 休日 及び休暇</p> <p>第29条 (年次有給休暇)</p> <p>(1) 従業員は勤続年数に応じ、1年間の出勤日の8割以上勤務したのに対し、次の通り年次有給休暇を与える。なお、算定期間の出勤率が8割に満たない者には付与しない。</p> <table border="1" data-bbox="882 622 1286 734"> <tr> <td>勤続年数</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>有給休暇</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> </table>	勤続年数	0.5	1.5	有給休暇	10	11
勤続年数	0	0.5	1.5												
有給休暇	5	5	11												
勤続年数	0.5	1.5													
有給休暇	10	11													
<p>第1章 総 則</p> <p>第2条 (賃金の構成)</p> <p>賃金の構成は次の通りとする。</p> <p>(1) 基本給、基本調整給</p> <p>(2) 諸手当 (役職手当、資格手当、皆勤手当、業務手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、送迎手当、夜勤手当、家族手当、通勤手当)</p> <p>(3) 割増賃金 (時間外労働割増賃金・深夜労働割増賃金)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第2条 (賃金の構成)</p> <p>賃金の構成は次の通りとする。</p> <p>(1) 基本給、基本調整給</p> <p>(2) 諸手当 (役職手当、資格手当、皆勤手当、業務手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、送迎手当、レク手当、交代手当、夜勤手当、家族手当、通勤手当)</p> <p>(3) 割増賃金 (時間外労働割増賃金・深夜労働割増賃金)</p>														
<p>第3章 諸 手 当</p> <p>第11条 (時間外労働割増賃金、深夜労働割増賃金、休日労働割増賃金)</p> <p>(1) 所定就業時間を超えまたは休日に労働した場合には時間外労働割増賃金または、休日労働割増賃金を、深夜 (22時～5時までの間) において勤務した場合には深夜労働割増賃金を、それぞれ支給する。</p> <p>時間外労働割増賃金 $\text{基本給} + \text{調整} + \text{資格} + \text{役職} + \text{皆勤} / \text{月所定労働時間} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間}$</p> <p>休日労働割増賃金 $\text{基本給} + \text{調整} + \text{資格} + \text{役職} + \text{皆勤} / \text{月所定労働時間} \times 1.35 \times \text{時間外労働時間}$</p> <p>深夜労働割増賃金</p>	<p>第3章 諸 手 当</p> <p>第11条 (時間外労働割増賃金、深夜労働割増賃金、休日労働割増賃金)</p> <p>(1) 所定就業時間を超えまたは休日に労働した場合には時間外労働割増賃金または、休日労働割増賃金を、深夜 (22時～5時までの間) において勤務した場合には深夜労働割増賃金を、それぞれ支給する。</p> <p>時間外労働割増賃金 $\text{基本給} + \text{調整} + \text{資格} + \text{役職} + \text{皆勤} / \text{年平均月間労働時間} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間}$</p> <p>休日労働割増賃金 $\text{基本給} + \text{調整} + \text{資格} + \text{役職} + \text{皆勤} / \text{年平均月間労働時間} \times 1.35 \times \text{時間外労働時間}$</p> <p>深夜労働割増賃金</p>														



基本給 + 調整 + 資格 + 役職 + 皆勤 / 月所定労働時間 × 1.50 × 時間外労働時間

第 19 条 (処遇改善手当)

(1) 介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、処遇改善手当を支給する。なお、処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。

(2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。

第 20 条 (特定処遇改善手当)

(1) 特定介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、特定処遇改善手当を支給する。なお、特定処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。

(2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。

第 22 条 (処遇改善補助手当)

(1) 介護職員処遇改善補助金が支給された場合、当該補助金に係る賃金改善として、処遇改善補助(処改補)手当を支給する。なお、処遇改善補助(処改補)手当の対象者は、介護事業所に従事する正社員及びパート(所得制限のない)社員とし、額については、当該補助に係る計画を勘案してその都度決定する。

(2) 前項の手当は、時間外労働の単価には反映しないものとする。

基本給 + 調整 + 資格 + 役職 + 皆勤 / 年平均月間労働時間 × 1.50 × 時間外労働時間

第 19 条 (処遇改善手当)

(1) 介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、処遇改善手当を支給する。なお、処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。

~~(2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。~~

第 20 条 (特定処遇改善手当)

(1) 特定介護職員処遇改善加算による介護報酬が支給された場合、当該加算に係る賃金改善として、特定処遇改善手当を支給する。なお、特定処遇改善手当金の対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(被用者保険加入)社員とし、額については、当該加算に係る計画を勘案してその都度決定する。

~~(2) 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。~~

第 22 条 (処遇改善補助手当)

(1) 介護職員処遇改善補助金が支給された場合、当該補助金に係る賃金改善として、処遇改善補助(処改補)手当を支給する。なお、処遇改善補助(処改補)手当の対象者は、介護事業所に従事する正社員及びパート(所得制限のない)社員とし、額については、当該補助に係る計画を勘案してその都度決定する。

~~(2) 前項の手当は、時間外労働の単価には反映しないものとする。~~

第 23 条 (レク手当)

(1) 通所事業所に勤務し、レクレーション(参加自由)に参加する職員に支給する。

(2) 前項の手当はレクレーション参加で発生する所定時間外手当の一部に充当し、実際の時間外労働がその時間以上である場合は、超過分について別途支給す

る。

第 24 条 (交代手当)

(1) 施設系介護事業所に勤務し、夜勤 (交代勤務) をする職員に支給する。

(2) 前項の手当は第 18 条同様に、夜勤等で発生する深夜割増手当に充当します。

第 4 章 賞 与

第 25 条 (賞 与)

第 26 条 (支給対象者)

第 27 条 (算定審査事項)

